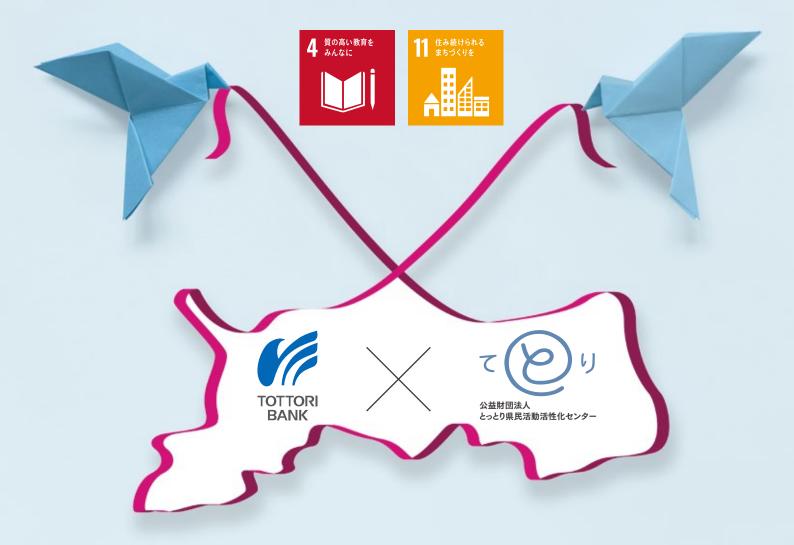
~ 持続可能な地域づくりを応援します ~

さりぎれ青い鳥基金



鳥取銀行では、持続可能な地域をめざし、 社会課題の解決に取り組む団体を支援いたします。 皆さまからの多数の応募をお待ちしております。

エスディージーズ

SDGsoT?

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。「17の目標 | と [16909-fット (具体目標) | で構成されています。

SUSTAINABLE GOALS DEVELOPMENT





































募集要項

助成対象

鳥取県内に住所を有し、かつ鳥取県内で持続可能な地域づくりに取り組む団体で 次の要件を満たすもの。

- 1 構成人員が2名以上の団体
- 2助成により購入した物品を直接に継続活用し運営される団体

(ご注意)下記の活動を行う団体は助成対象とできませんので注意下さい。

■宗教の布教活動を行っている団体

■学校のクラブ・サークル

■下部組織への貸出、配布を主な活動とする団体

4 質の高い教育を みんなに

■啓発活動、啓蒙活動中心の団体

■個人的趣味・稽古事の延長を行っている団体 ■反社会的勢力との関連がある団体

1 『教育活動』

SDGs(持続可能な開発目標)における「目標4: 質の高い教育をみんなに」 (すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する)

- 涻 ●子どもたちへの郷土愛を育てる活動
- 動●若者による地域ビジネスを支援する活動
- 例 ●生涯学習の機会を生み出す活動

②『まちづくり活動』

SDGs(持続可能な開発目標)における「目標11:住み続けられるまちづくりを」 (都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする)

- 萿●地域防災に関する活動
- 動●観光地域づくり、関係人口の創出活動
- 例 ●地域コミュニティの形成、活性化に関する活動

(ご注意)下記の事業活動は助成対象とできませんので注意下さい。 ■営利を目的とした活動、営利につながる可能性の大きい活動 ■宗教の布教を目的とした活動 ■物品、機材の貸出しを目的とする間接的な活動 ■啓発活動、啓蒙活動など、助成効果が間接的な活動

- ※7月末応募締切(上期募集)の場合、その年の9月までに終了する活動は対象となりません。
- ※ 1月末応募締切(下期募集)の場合、その年の3月までに終了する活動は対象となりません。

助成金額

助成対象

1団体50万円以内(上期助成金総額100万円以内、下期助成金総額100万円以内) ※ 自己資金の有無について確認させていただく場合があります。

応募方法

当基金所定の「助成金申請書」に必要事項を記入し、応募期限までに 「とっとり県民活動活性化センター」、または「鳥取銀行本支店」へ 郵送・持参・E-mailのいずれかの方法でご提出下さい。

※なお、応募にあたっては、鳥取銀行とのお取引の有無は一切関係ありません。 ※提出いただいた書類や資料等はお返ししませんので、ご了承ください。

応募期限

毎年7月(上期募集)並びに1月(下期募集)の末日

選考方法

「とりぎん青い鳥基金」 運営委員会の審議を受けて、助成団体及び助成金額を決定します。 主に、団体の活動の実行可能性、社会性、先進性、継続性などの点で選考します。 応募いただいた団体には、審議後、書面等で結果を通知いたします。

	上期募集	下期募集
応募期間	4月1日~7月末日	10月1日~1月末日
助成金交付	9月下旬	3月下旬
		交付決定前(3月末) <i>に</i>

終了する活動は対象外です

応募窓口・申請書提出先・お問い合わせ先

終了する活動は対象外です

■ 公益財団法人 とっとり県民活動活性化センター 「とりぎん青い鳥基金」事務局 宛

〒682-0023 倉吉市山根 557-1 パープルタウン 2 階

TEL: 0858-24-6460 E-mail: info@tottori-katsu.net (公益財団法人 とっとり県民活動活性化センターでのお申込みが可能となりました)

■ 鳥取銀行本支店 窓口 または 営業統括部地方創生グループ

TEL: 0857-37-0263 E-mail: furusato-sousei@tottoribank.co.jp

詳細は鳥取銀行のホームページをご参照ください。

(ご注意)助成金返還の対象について

助成金受給団体が次の何れかに該当すると認めたときは、交付した助成金の返還を求めることがあります。

■偽り、その他不正な手段により助成金を受けたことが判明したとき ■助成金を、その目的以外のために使用したとき

■助成活動を実施しなかったとき ■その他、助成金返還に値する相当の理由があるとき

